

口座変更届

受給者	住所	岸和田市		
	氏名	電話		
振込先	新	金融機関名	口座番号	口座名義カナ氏名 受給者名義に限る (児童・配偶者名義は不可)
		銀行・金庫 農協・組合	普通	
	旧	本店・支店		
		銀行・金庫 農協・組合	普通	
		本店・支店		
<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（公金受取口座登録済の人に限る） ※チェックを付けた場合は金融機関名の記入は、新旧ともに不要です。				
変更理由	1. 利便性のため 2. 口座解約のため 3. 金融機関の統廃合・支店統廃合のため 4. 通帳・キャッシュカード紛失のため 5. 氏名変更のため 6. その他 ()			6月期より 10月期より 2月期より
※ 該当事由を○で囲んでください。				
上記のとおり振込口座を変更したいので届け出ます。 令和 年 月 日 受給者氏名 岸和田市長 様				
受付年月日	.	.	処理日	.

※ 銀行名、支店名、口座番号、名義人氏名が記載されたものの写しを添付してください（通帳、キャッシュカード、アプリ画面等）

※ 公金受取口座を利用する場合は写しの添付は不要です。詳細は裏面をご確認ください。
 (職員確認用) □裏面をコピーして受給者に配布（公金受取口座を希望する場合）

公金受取口座について

口座情報をマイナンバーとともに国（デジタル庁）に登録しておくことで、手当の申請において申請書への口座情報の記載や通帳の写し等の添付が不要になります。児童手当においても通帳の写し等の添付が不要になるほか、今後公金受取口座として登録している口座を、異なる口座に変更した場合も届出が不要になります。

※ 児童手当は受給者名義の口座に支給されます。配偶者や児童の公金受取口座には支給できません。

※ 公金受取口座を利用する場合は「口座変更届」の提出が必要です（公金受取口座を登録しただけでは切り替わらないのでご注意ください）。

「公金受取口座を利用する」を選択された方へ

- マイナポータルにて公金受取口座を登録していない場合は利用することができません。登録した時期や金融機関によって、本市で確認できるまでに時間がかかることがあります。公金受取口座が確認できない場合は通帳の写し等を求める場合があります。
- 登録している公金受取口座を変更した場合は、本市で変更後の口座を確認するため届出不要です。ただし、確認に1か月程度かかる場合があります。変更された時期によっては、振込処理が完了しているため、変更前の口座に振り込まれる可能性があります。
- 公金受取口座の利用をやめる場合は別途「口座変更届」の提出が必要です。必ず支給日の15営業日前（土日祝除く）までにご提出ください。